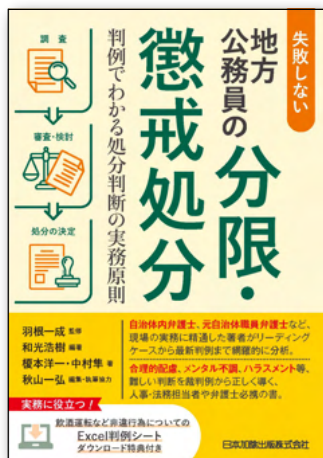


自治体からの相談にも、職員からの依頼にも、自信をもって応える。
民間の労働事件とは異なる公務員の処分ルールを、160を超える事例で正しく導く！

一般行政 から 教員 消防 警察 公営企業 まで！



失敗しない 地方公務員の 分限・懲戒処分

判例でわかる処分判断の実務原則

羽根一成 監修 和光浩樹 編著

榎本洋一・中村隼 著 秋山一弘 編集・執筆協力

自治体法務の最前線で
活躍する弁護士による執筆！

2026年11月刊 A5判 448頁 定価6,380円(本体5,800円) 978-4-8178-5004-1 商品番号:41044 略号:分懲

✓ 判決の要点と実務の「ポイント」がすぐわかる
各事例を事案の概要(ケース)と【裁判所の判断】【ポイント】
で整理。自治体実務に通じた弁護士が読みどころを解説。

✓ 処分の「手続」と「量定」を裁判例で確認
警告書・弁明の機会、処分説明書の記載から、懲戒処分の
指針・比例原則まで、処分の適否が分かれる場面を整理。

✓ 審査請求・訴訟、退職手当の支給制限まで
審査請求前置や処分理由の差替えなどの争訟論点に加え、
退職手当の支給制限に関する最高裁判決3件も収録。

【No107】 消防職員が部下に対してパワーハラスメントをしたケース

(4) 最判令和7年9月2日民集79巻6号2453頁(免職)

裁判所の判断

1 本件は、普通地方公共団体である上告人の消防職員で、
命権者であるA市消防長(以下「消防長」という。)の職務執行
等を理由とする懲戒免職処分(以下「本件処分」とい
ふ)を相手に、その取消しを求めるとともに、同案照

ポイント

パワーハラスメントについては本判決がベースになろう。別紙に記載
されている各行為の書き方についても参考になる。補足意見の「本件各行為
が全体としてどのような悪影響をもたらすものであるか」という点も、量
定を検討する際には念頭に置いておかなければならない。最判令和7年9
月2日裁判所ウェブサイト(令和6年(行ヒ)第214号)(停職6月)についても
参照。

160を超える
事例から判断の
ポイントを解説

収録事例ピックアップ——職種別の分限処分から、懲戒・退職手当まで

一般行政(事務職)

【No14】ミス多発があり、高次脳機能
障害の考慮が問題となった職員
(大阪地判平成31年1月9日)

【No17】双極性感情障害等を有する職
員(指定医の診断/認容)
(神戸地判令和3年3月11日)

警察官

【No36】けん銃管理の杜撰・市民への
暴行等があった警察官
(神戸地判平成7年8月28日)

【No38】障害のある警察官(合理的配
慮提供義務の検討/認容)
(大阪高判令和7年10月8日)

教員

【No21】授業運営・児童対応等に課題
を抱えた小学校教員
(大阪地判令和5年12月18日)

【No24】指導力不足等教員と認定され
た中学校教員(認容)
(岡山地判平成21年1月27日)

公営企業(バスの運転手)

【No31】無届欠勤を繰り返す等したバ
スの運転手
(東京高判平成15年4月9日)

【No32】事故歴や苦情申出があったバ
スの運転手(認容)
(大阪高判平成26年12月5日)

消防職員

【No33】暴言・ハラスメント等を繰り返
した消防職員
(福岡高判令和5年6月8日)

【No35】約30人へ約80件の暴行・暴
言等を行った消防職員
(最判令和4年9月13日)

懲戒処分・退職手当

【No107】部下へのパワハラを理由と
する消防職員の免職
(最判令和7年9月2日)

【No154】教員の飲酒運転と退職手当
の全部支給制限
(最判令和5年6月27日)



実務に役立つ！

飲酒運転など非違行為についての Excel判例シート ダウンロード特典付き



日本加除出版

〒112-8544 東京都文京区関口2丁目3番3号
目白坂STビル2階・3階

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-6835-7003

営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

X(旧 Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP